

特 約 条 項

乙は、本物件の売買契約につき、下記事項を確認・承諾の上、購入するものとし、本契約締結後、下記事項について、甲に対し、異議申し立て、その他費用負担、契約の解除、損害賠償等の法的請求を一切行わないものとする。

(確認事項)

- ・本物件の周辺環境、近隣関係及び本物件に係る法令に基づく制限は引渡し後に変化する場合があること。
- ・本物件北東部の一部はコンクリート舗装され、その境界付近にコンクリート構造物が存在すること。またそれらの処分・撤去が必要となった場合は、乙の費用負担で行うこと。
- ・本物件南部を中心に樹木が複数本存在すること。またその処分・撤去が必要となった場合は、乙の費用負担で行うこと。
- ・本物件東部に電灯及びその支線が各1本存在すること。
- ・接面道路との境界付近には柵が、南側舗装通路との境界付近には金属フェンスが存在すること。また、その処分・撤去が必要となった場合は、乙の費用負担で行うこと。
- ・本物件北西側隣地（本物件敷地外）にゴミステーションが1箇所存在すること。
- ・本物件の土壤汚染の状況については、調査は行っておらず、土壤汚染の有無については不明であること。万一、引渡し後に土壤汚染が判明した場合、その除却等の対策費用は乙が負担すること。
- ・本物件の地中埋設物については、その調査を行っておらず、地中埋設物の有無については不明であること。万一、引渡し後に地中埋設物の存在が判明した場合、その除却等の対策費用は乙が負担すること。
- ・本物件の地盤の状況については調査を行っておらず、地盤改良工事の必要の有無については不明であること。万一、引渡し後に地盤改良工事が必要となった場合、乙の費用負担で行い、建物を建築すること。

上記の契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、両者記名押印のうえ各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

売払人（甲） 新発田市中央町3丁目3番3号

新発田市

新発田市長

二階堂 馨

買受人（乙）